

桐生厚生総合病院 新病院あり方検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 桐生保健医療圏の地域中核病院として新病院建設を進めるにあたり、建設構想の評価を第三者により公平かつ適正に実施するため、新病院あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議し、提言を行う。

- (1) 新病院建設構想に関すること。
- (2) その他新病院建設に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、地域の医療関係者、地方公共団体関係者及び専門知識を有する者の中から管理者が委嘱した者及び桐生地域医療組合の職員をもって組織する。

- 2 委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。
- 3 委員長は委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長の指名による。
- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総務する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、管理者が委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聞くことができる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は総務課、契約管財課にて行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年 12月 12日から施行する。